

共生型短期入所サービス導入促進のための取組について

1 共生型サービスとは

介護保険又は障害福祉いずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくするために平成 30 年度から導入されたサービス体系。介護保険サービスの短期入所生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業の指定を受けている事業所は、原則障害福祉サービスの短期入所の指定を受けることが可能となる。

2 取組の背景

前静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成 30 年度～令和 2 年度）の中で短期入所サービス事業所が不足していることから、真に使いたい方が利用できない、虐待等で緊急対応を要する方の受け皿がないこと等が静岡市全体の課題として挙げられていた。

こうした課題解決のために静岡市障害者自立支援協議会においても解決策の検討を行ってきたものの既存の障害福祉サービスの短期入所事業所へ働きかけを行うのは限界がある中で根本的な解決策が見出せなかったため、介護保険サービス事業所へ共生型として障がいのある方の受入に協力していただくための取組を行うこととなった。

3 取組内容・効果

取組	効果
介護保険サービス提供事業所（短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護）への協力依頼チラシ（別紙）配架	短期入所生活介護事業所 1 箇所、小規模多機能型居宅介護事業所 1 箇所から共生型サービスの導入について興味がある旨連絡あり。各事業所へのヒアリングを実施し、導入に向けての事業所の意向の聞き取り及び本市の短期入所事業の現状、市としての目指すべき姿について説明を行った。ヒアリング対象事業所からは導入について前向きに検討していくとの返答をいただいた。
共生型サービス研修会での周知	10 月 12 日開催の研修会の中で参加者にチラシを配架し、取組内容を周知した。周知の結果、短期入所生活介護事業所 1 箇所 特別養護老人ホーム運営法人 1 箇所から共生型について興味があるとの申し出があった。このうち、短期入所生活介護事業所については、その後のヒアリングを行った結果、本市の初事例として令和 4 年 1 月 1 日付で共生型短期入所サービスの指定を行った。（詳細は 4 新規指定事業所の概要を参照）

4 新規指定事業所の概要

事業所情報	法人名	社会福祉法人 恵和会
	事業所名	ショートステイ 有度の里
	事業所所在地	静岡市清水区長崎新田 311
	電話番号	054-344-7711
サービスの概要	サービスの種類	短期入所
	空床利用型・併設事業所型・単独型の別	空床型※ ※介護保険サービスの短期入所生活介護事業所で使用しているベッドに空きが生じた場合にその部分を障害福祉サービスの短期入所事業分として利用できる仕組み。
	定員	33人
	主たる対象者	特定無し（基本的に全障害に対応）

5 今後の取組予定

令和4年6月 共生型障害福祉サービスを導入している先進都市（豊田市）の視察

共生型短期入所サービスの導入を進めてみませんか？

静岡市においては、障がい分野の短期入所事業所が不足しており、サービス利用希望者の約2分の1の方が利用できない状態となっています。この課題を解決するために介護保険サービス事業所の皆さまに共生型として障がいのある方の受入れについてご検討いただけますと幸いです。

サービス導入による主な効果



①施設の稼働率の向上

…虐待等による一時避難等障害分野では通常の利用以外のニーズもあることから常に安定的な利用者を確認していただくことができます。

②職員のスキルの向上

…障がいのある方という今まで関わりのない方の支援を行うことで様々な状況に対応できる職員の育成が期待できます。

③利用者満足度の向上

…高齢者の利用者が障がいのある利用者に関わる中で自身の知識や経験を伝授することが可能となり、活気や意欲の向上に繋がる効果が期待できます。

導入促進に向けた行政の取組

共生型サービスの導入についてご検討いただける事業所の負担を少しでも軽減できるよう、行政として主に以下の取組を行います。



①介護保険サービス事業所向け個別ヒアリング

事業所の現状（サービス提供状況、空床情報、人員配置等）、導入に当たっての懸念事項等を聞き取ります。今後行政としてどのような支援を行えるかの判断材料とさせていただきます。

②障害福祉サービス事業所見学

障がいのある方の状態像や介護分野と障がい分野の違い、収支モデル等について知っていただき、導入に当たっての不安要素を払拭していただきます。



③先進都市の視察（令和4年度）

介護保険サービス事業所が共生型短期入所サービスを積極的に導入している自治体（愛知県豊田市を予定）へ視察を行い、導入に向けた取組、導入後の効果等について教示していただきます。



本件について少しでも興味のある方は令和3年10月22日（金）までに下記までご連絡ください！